

令和6年度高知県水産業女性活躍推進委託業務公募型プロポーザル審査要領

令和6年度高知県水産業女性活躍推進委託業務公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和6年度高知県水産業女性活躍推進委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は600点(審査員1人当たり120点×5名)とし、審査項目と審査項目ごとの審査員1人あたりの配点は次のとおりです。評価基準等について別紙「審査基準」を参照してください。

- (1) 事業目的への理解と提案への反映(20点)
- (2) 企画内容・実施体制・実施計画
 - ア 実地調査業務(20点)
 - イ 日誌及び報告書の作成業務(15点)
 - ウ 水産女子会での報告業務(5点)
 - エ 水産女子会業務(15点)
 - オ 先進地視察業務(20点)
 - カ SNSを活用した活動広報業務(10点)
 - キ 実施体制・実施計画(15点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

日時 令和6年4月12日(金)10時30分から17時(予定)

場所 高知県庁西庁舎7階海区漁業調整委員会室(高知県高知市丸ノ内1丁目7-52)

(2) プレゼンテーション

- ア プレゼンテーションはWEB会議システムによる参加も可とします。
- イ プレゼンテーションの時間は1者30分までを基本としますが、参加申し込みの状況によっては、時間を変更することもあります。
- ウ 順番は別途お知らせします。
- エ プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間(30分以内)を設けます。
- オ 免責事項として、WEB会議システムでの参加の場合、通信状態の悪化でプレゼンテーションが中断した際は、中断時間分を延長してプレゼンテーションを行うこととします。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、得点の高い者から順に候補者と次点者を決定します(総合点数の60%以上を獲得していることを要します。)
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。